

#### IV 障害者自立支援法等の改正について

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

##### 〈趣旨〉

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

##### 〈概要〉

#### ① 利用者負担の見直し

利用者負担(応能負担原則)

→障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

#### ◆平成18年4月からの障害者自立支援法の施行により、定率負担を原則として、所得に応じて1月当たりの負担上限月額を設定(介護保険並び)

◆平成22年4月から、実質的な応能負担として、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化

◆平成24年4月から、法律上も応能負担を原則とすることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)

#### ② 障害者の範囲の見直し

→発達障害が障害者自立支援法の対

象となることを明確化

#### ③ 相談支援の充実

→相談支援体制の強化

→支給決定プロセスの見直し

(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

◆市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

\*上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。

\*サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

◆支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

#### ④ 障害児支援の強化

○障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供さ

れるよう質の確保を図る。

\*児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実

(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)

→放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

→在園期間の延長措置の見直し

■障害児施設の一元化  
従来の障害種別で分かれていた障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援(児童発達支等)」、入所による支援を「障害児入所支援(障害児入所施設)」にそれぞれ一元化

■障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行  
通所サービスの実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者自立支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能。

■放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設  
学齢児を対象としたサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。

■在園期間の延長措置の見直し  
18歳以上の障害児施設入所者に対し自立支援法に基づく障害福祉サ

ビスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。

\*現に入所していた者が退所させられないようにする。

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

→グループホーム・ケアホーム利用の助成を創設

→重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)

\*児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について

〈趣旨〉  
学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所(以下「障害児通所支援事業所等」という。)が

緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別的教育支援計画及び個別の指導計画(以下「個別的教育支援計画等」という。)と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画(以下「障害児支援利用計画等」という。)が、

個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい